

事業事前評価表

国際協力機構民間連携事業部海外投融資第二課

1. 基本情報

- (1) 国名：ペルー共和国（以下、「ペルー」という。）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：ペルー全土
- (3) 案件名：女性小規模・零細事業者支援事業
- (4) L/A 調印日：2025 年 12 月 5 日

2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における中小企業セクターの現状・課題及び本事業の位置付け

ペルーにおいて、男女間の就業機会の格差は深刻な社会課題の一つである。ペルー全体の女性の雇用率は男性の 79.10% に比べ 64.77% と劣後する。また、ペルーのジェンダー間の収入格差について、男性の平均収入に対する女性の平均収入は 74.1% と依然格差が大きく、総合的な指標である女性の経済参画・機会ランクは世界 79 位となっている。(2023, World Economic Forum)。

女性の就業機会が限られている背景には、家事労働・育児・介護等、伝統的に女性が担っている家庭内の役割が多く、柔軟な働き方ができない中規模・大企業や公的機関でのフルタイム勤務を困難にしていることが挙げられる(2022, ペルー国立情報統計局)。これに対して、勤務形態が比較的柔軟な零細事業(自らが個人事業主となって行う事業)は、家庭を持つ女性が本人や家族にとって必要な収入を確保する貴重な手段である(2016 年, UKAID)。実態として、ペルーの女性の経済活動人口の 73.6% が零細企業で就労又は個人事業主として自らを雇用しており、小企業を含めればその割合は 84.1% にも達する。したがって、小規模・零細事業(以下「小・零細事業者」という。)の振興は女性の就業機会や収入向上にとって重要と考えられる。

小・零細事業者にとっては、金融アクセスが大きな課題である。銀行保険年金監督庁(Superintendencia de Banca, Seguros y AFP。以下、「SBS」という。)が規制する当国金融セクターにおける貸付残高の 80-90% は銀行に占められているが、銀行の貸付先は首都圏や大都市における大企業向けが中心である。同国の融資全体に占める小・零細事業者向け融資の割合は 23.2% であり、ペルー国内の小・零細事業者の資金ギャップは 80 億ドルに上るとされている(2022 年, IFC)。

同時に、女性の小・零細事業者が事業を成功させるためには、単なる金融支援にとどまらず、個人事業に特化した研修、家計投資と事業投資の区分管理能力の向上、市場関係者(仕入れ先・卸売業者・販売先等)や小・零細事業者同士のネットワークキング等の補完的な支援かつ中長期的な支援を行うことが肝要とされており(2016 年, UKAID)、小・零細事業の特徴や地域の特性に応じた支援が求められている。

小・零細事業者の金融アクセス改善のための重要な役割を果たしているのが、1980 年に制度化した地方貯蓄信用金庫(Cajas Municipales de Ahorro y Crédito、

以下「CMAC」という。)である。CMACは特に地方における小・零細事業者向け与信拡大を目的として現在ペルー全土で12機関が存在しており、自身の与信の約7割(66億米ドル相当)を小・零細事業者向け融資に充てており(2023年11月時点、SBS)、未だ80億ドル(GPDの4.3%)に上るとされるペルー国内の小・零細事業者に対するファイナンスギャップ(2022年、IFC)の解消に取り組んでいる。中でも、CMAは、CMAC最大手の金融機関である。

CMAは近年女性小・零細事業者向けの融資の拡大・支援の充実を企業目標に掲げて取り組んでおり、ペルーのCMACとして唯一女性の金融包摂を推進するWomen's World Bankingの世界的ネットワークに加盟しているほか、2020年にはIDB Investの支援の下、女性の小・零細事業者支援を目的としたソーシャルボンドを発行している。女性を借入名義人とした小・零細事業者向け融資(以下、「女性小・零細事業者向け融資」という。)は、同社の小・零細事業者向けポートフォリオのうち半数以上を占める。また、CMAは、女性の金融包摂を推進するための新たな金融商品の開発にも取り組んでいる。従来慣習上求められていた借入行為に際する配偶者の承認を不要とする低利子・無保証の女性向け特別融資プログラムを導入・拡大している。そして、これらを補強する取り組みとして、女性事業主に対する4か月間の経営・金融教育プログラムを提供し、彼女たちの経営能力の向上を図る活動を行っている。このように、CMAは融資・経営支援を通じて女性の就業機会向上に、ペルー国内で最も大規模に取り組んでいる組織の一つである。また、CMAの株主であるアレキパ市が所在するアレキパ州は、家庭内暴力の報告数が国内で最も多い州のひとつとされており、女性の社会参画促進・地位向上の必要性が高く、また2024年5月にはAPEC女性会合が開催された。

以上を踏まえて本事業は、ペルーにおける就業機会・収入の男女間格差に対して、CMAが提供する女性小・零細事業者向け金融へ融資を支援し、その促進を通じてペルーの女性の就業機会の創出・所得の向上を図るものである。

(2) 当該国における女性小・零細事業者セクターに対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置付け

本事業は、我が国の対ペルー共和国 国別開発協力方針(2017年)における重点分野「経済社会インフラの整備と格差是正」、国別分析ペーパー(2022年)における「包摂的社会促進プログラム」、並びにグローバルアジェンダ「ジェンダー平等と女性のエンパワメント」における「女性の経済的エンパワメントの推進」及びグローバルアジェンダ「民間セクター開発」における「金融アクセス改善」に合致している。加えて、本事業は2023年5月に岸田総理大臣がG7グローバル・インフラ投資パートナーシップに関するサイドイベントで設置を表明した「金融包摂促進ファシリティ(FAFI)」に該当する。このように、本事業は、ペルーの開発課題・開発政策、並びに、我が国及びJICAの協力方針・分析に合致しており、SDGsゴール5(ジェンダー平等を実現しよう)、ゴール8(働きがいも経済成長も)、及びゴール17(パートナーシップで目標を達成しよう)にも貢献すると考えられることから、高い開発意義が見込まれ、事業の実施を支援する必要性は高い。

(3) 他の援助機関の対応：特になし

3. 事業概要

(1) 事業概要

① 事業の目的

本事業は、ペルーにおいて CMA に対して融資を行うことにより、同国における女性小・零細事業向け金融に対する与信拡大を図り、もって女性の就業機会の創出・所得の向上に寄与するもの。

② 事業内容

本事業の融資は、CMA を通じペルー全土の女性小・零細事業者に向けた融資として転貸される。

③ 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：CMA から融資をうける女性小・零細事業者

④ 最終受益者：女性小・零細事業者、同事業者の従業員、同事業者のサービスを受益する人々

(2) 総事業費：65 百万米ドル（うち海外投融資対象額：65 百万米ドル）

(3) 事業実施スケジュール（協力期間）：2025 年 12 月～2029 年 12 月

(4) 事業実施体制

1) 借入人：CMA

2) 保証人：なし

3) 事業実施機関：CMA

(5) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担：なし

(6) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

(7) 横断的事項：

本事業は、セクターを特定しない中小企業への融資であり、同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」において中小企業への支援は明示的に除外されておらず、民間セクターとの協働や連携の重要性について言及されていることから、NDC 方針と矛盾がないものである。

(8) ジェンダー分類：

【ジェンダー案件】■GI（P）（女性を主な裨益者とする案件）

<分類理由>本事業は、女性小規模・零細事業者が金融サービス及び研修やネットワーキング等の非金融サービスへのアクセスが限られてい

るという課題に対し、女性が借入名義人となる小規模・零細事業向け融資を行う事業計画であるため。なお、CMA は非金融支援メニューを全国に展開していく予定。また、本事業は、2X Challenge（女性のためのファイナンス）の直接基準）と間接基準を満たすため、2X Challenge 認定の申請予定である。

(9) その他特記事項：特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

アウトカム（運用・効果指標）：女性小・零細事業者の金融アクセス改善への貢献を測る指標として、以下の指標を設定する。

- ・ JICA 資金による女性小・零細事業者 借入人数
- ・ 女性小・零細事業者 借入残高

(2) 定性的効果：ジェンダー間の就業機会の創出・収入向上。

(3) 内部収益率：本件はバンクローン案件であるため算出しない。

5. 前提条件・外部条件

特になし。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去の類似の零細企業支援事業の事後評価等において、最終借入人からの融資返済率は非常に高かったと理由として、借入人の与信判断やモニタリング活動が適切に行われていることに加えて、最終借手の信用情報に精通している地元 NGO の活用や、最終借手や仲介融資機関に対する非金融支援など、多様な支援メニューを提供していることが借入人の堅調な融資実績につながっていると考えられている。この点について、CMA は組織 DX や顧客の利便性向上・預金獲得のためのオンラインチャネルを充実させつつも、融資業務についてはこれまでどおり実店舗における現場重視のきめ細かな対応によって顧客を獲得していく方針であり、また、非金融支援メニューについては、現在アレキパ市の女性顧客に対して実施している経営能力強化研修を今後全国に展開していくとの方針を確認した。

7. 評価結果

本事業は、ペルーの開発課題・政策並びに我が国及び JICA の協力量針・分析に合致し、ペルーにおける女性の就業機会の創出・所得の向上に貢献することから、SDGs ゴール 5（ジェンダー平等を実現しよう）、ゴール 8（働きがいも経済成長も）、及び 17（パートナーシップで目標を達成しよう）にも貢献すると考え

られ、海外投融資を通じた支援の意義は大きい。

8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる指標：4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール：貸付実行後3年を目途に実施。

以 上